

## 令和8年度気象警報発令時の授業について

気象警報が発令された場合、授業及び定期考査の扱いは以下の通りとなりますので、お知らせします。

### スクールミニマム「3 学校生活のきまり」より

#### (8) 気象警報発令時の対応について

対象となる警報：~~特別警報、又は大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪~~

対象となる警報：暴風、大雪、暴風雪の警報または特別警報、  
大雨、河川氾濫、土砂災害のレベル3以上の警報

- ① 午前7時現在において、尼崎市、又は伊丹市に、上記いずれかの警報が発令されているときは、**自宅待機**とする。  
**(河川氾濫警報は洪水予報河川ごとに発表されるため、武庫川または猪名川)**
- ② 午前7時現在において、尼崎市または伊丹市に発令されていないが、居住市町に上記いずれかの警報が発令されているとき、又は正規の通学経路が途絶されているときは、**該当生徒は自宅待機（公認欠席）**とする。  
**(河川氾濫警報は洪水予報河川ごとに発表されるため、居住地近くの河川情報を確認すること)**
- ③ 午前11時現在において、尼崎市または伊丹市に、上記いずれかの警報が発令されているときは、**臨時休業**とする。
- ④ 午前11時現在において、尼崎市、伊丹市ともに解除されたとき**またはレベル2以下に引き下げられた場合は**、13時のSHR後、5校時（13時15分）より授業を行う。ただし、居住市町に引き続き発令、又は正規の通学経路が途絶されているときは、**該当生徒は自宅待機（公認欠席）**とする。以降、警報の解除**やレベル2以下に引き下げ**、又は正規の通学経路が回復しても、登校しなくてよい。（公認欠席）

#### (9) 定期考査中における気象警報発令時の対応について

考査期間中、午前7時現在において、上記の警報が生徒の居住市町のいずれかに発令されたときは、**臨時休業**とする。

なお、臨時休業となった日の考査は、**考査最終日の次の日に実施**する。

該当市町は [ ] である。

※ [ ] の該当市町は、年度当初に全校生徒に告知

令和8年度 [ ] の該当市町は、尼崎市、伊丹市、西宮市、宝塚市、川西市